

香芝市告示第 7 4 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の定めるところにより、次のとおり公金徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 6 日

香芝市長 三 橋 和 史

1 受託者

香芝市狐井 3 7 0 番地 1

近鉄ファシリティーズ株式会社奈良支店香芝営業所 所長 村井 弘典

2 徴収事務を委託する手数料及び使用料

（1）香芝市営火葬場条例第 6 条に基づく火葬場使用料

（2）香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 6 条に基づく動物の死体処理
手数料

3 委託期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで